

### 3. 議会関係

(14) 懲罰処分に関する争訟の状況に関する調 (平成30年4月1日 から 令和3年3月31日 まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分

都道府県名	市町村名	処分年月日	懲罰の種類	処分の理由	審決申請年月日	審決年月日	審決要旨	出訴年月日	裁判所名	判決年月日	判決の要旨	執行停止年月日
北海道	深川市	R1.12.10	戒告	不穏当の言辞を用い議会の品位を失墜させるとともに、地方自治法第129条第1項に基づく議長の発言取消し命令に従わない秩序違反を行ったため	R1.12.25	R2.2.25	議会の内部規律の問題であって、審決の申請の対象とはならないので、申請を却下する					
群馬県	榛東村	R3.3.11	出席停止	陳謝を拒否したため	R3.3.12	審理中						
群馬県	草津町	R1.12.2	除名	当該議員の言動が地方自治法132条に違反するものであり、草津町議会の品位を著しく傷つけ、議会の信用を失墜させたものであるため。	R1.12.9	R2.8.6	処分取り消し					
高知県	東洋町	H30.6.14	除名	住民への事実に基づかない情報提供及び弁明内容から逸脱、議題外や無礼な発言を行った。	H30.7.2	H31.2.21	懲罰事由に該当する行為はいずれも法令等への違反の程度は大きいものではないことから除名処分は相当でないものとする					
計	4団体				4件			0件				0件